

平成27年度 広島県道德教育推進連絡会議(第1回)

資料

配布資料一覧

番号	資料名	頁
資料	1 豊かな心を育むひろしま宣言～育てよう「心の元気！」～	1
	2 広島版「学びの変革」アクション・プラン【概要版】	2
	3 道德に係る小・中学校学習指導要領一部改正(案)のポイント	3
	4 「特別の教科 道德」の内容の学年段階・学校段階一覧	6
	5 平成26年度道德教育パワーアップフォーラムアンケート結果	7
	6 平成26年度市町道德教育推進協議会参加者アンケート結果	8
	7 「道德教育改善・充実」総合対策事業	9
	8 「道德教育改善・充実」総合対策事業推進校・推進地域一覧	11
	9 「道德教育改善・充実」総合対策事業における道德教育実践研究委員会実施要項	12
	10 平成27年度広島県教育資料「第2章授業改善の推進 道德の事例」	13
参考資料	1 小学校学習指導要領 新旧対照表(平成27年3月)	14
	2 中学校学習指導要領 新旧対照表(平成27年3月)	24
	3 平成27年度道德教育研修会日程等一覧	32
	4 平成27年度市町道德教育推進協議会参加者アンケート(様式)	33
	5 HP 豊かな心を育てる道德教育コーナー	34
	6 道德教育研修ハンドブック	35

平成27年5月8日(金)
広島県自治会館301会議室

豊かな心を育むひろいま宣言

～育てよう「心の元気！」～

感じていますか

子どもたちの「心の元気！」

すべての子どもたちが 生き生きと夢や希望を語ること
社会の一員としての自覚を持ち たくましく成長していくこと
それが私たち大人の願いです

しかし 子どもたちをとりまき 現実はどうでしょう
楽しい出来事は後をたちません
ルールを守る意識は薄れていきます
まじめや努力を経んずる風潮も広がっています

私たちは 無関心でいることを 寛容であることと勘違いしてはいないでしょうか
生き方を語ることを 敬遠してはいないでしょうか

生命を愛おしむ
人とともに歩む
自分らしく心を輝かせる

道徳を教えることは 生き方を語ることでです
自分を見つめ 「心の元気！」を育てる力となります
道徳を教えることに ためらいはいりません
私たち大人の大切な仕事です

さあ はじめましょう

学校・家庭・地域で力を合わせ 子どもたちの「心の元気！」を育てることを

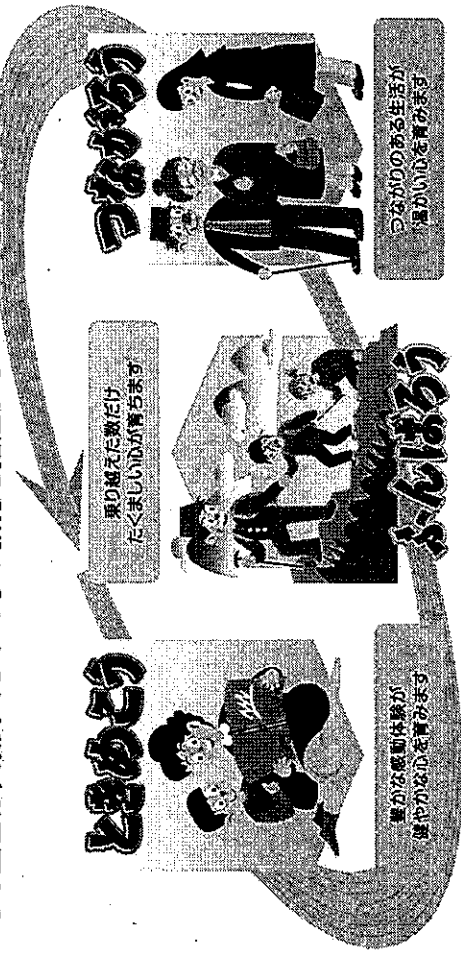
県教育委員会は 県民の皆様方のご支援をいただきながら
道徳教育の推進に全力を尽くしてまいります

平成14年11月

広島県教育委員会
教育長 常盤 豊

「心の元気！」が育つ環境をつくりましょう

この宣言は、県民ぐるみで心の教育を推進することを目的としたものです。



<p>学校では：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教職員もいっしょになって「心の元気」を注いでいます。 ●心に響く道徳の時間になるよう授業改善に取り組みんでいます。 ●親子で夢を語り合う機会を大事にしています。 ●親子がいっしょに読書や料理、芸術づくりを楽しんでいます。 	<p>家庭では：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ただ「がんばれ、がんばれ」ではなく、「にっやっやっやっやっ」と励まします。 ●子どもたちの「がんばり」を褒めやほめるに励んでいます。 ●子どもが自分で決めたことは、最後までやりきらせています。 ●欲しいものがあってもすぐ与えずに我慢させるようにしています。 	<p>地域では：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが地域行事のスタッフとして活躍しています。 ●親子読書活動を企画して社会のメンバーを勧めています。 	<p>私のこころは：</p>
<p>●笑顔を見せた「あいさつ運動」に取り組んでいます。</p> <p>●お年寄りの知識や経験に学ぶ機会をつくっています。</p>	<p>●「おはよう」や「おやすみ」などのあいさつをかせしません。</p> <p>●思い込みで子どもをしつこく抱きしめていきます。</p>	<p>●日常的にあいさつや声かけをするようにしています。</p> <p>●世代を超えたふれあいの交流を進めています。</p>	

学校・家庭・地域の豊かななかかわりの中で、ときめき、ふんばり、つなげるために上の例を参考にし、それぞれの「子育て三原則」をつくっていきましょう。

広島版「学びの変革」アクション・プラン

- コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びの充実 -

<背景>

- グローバル化の進展などにより、あらゆる資源が国境を越えて行き交い、社会経済システムから一人一人の日常生活に至る広範な分野に影響（◆様々な課題がますます変化・複雑化・高度化する先行き不透明な社会へ ◆グローバル化の進展も、都市部のみならず、中山間地域を含め、広島県全体の経済や生活に影響）
- 一方で、少子化の影響により、広島県の成長・発展を支える人材の数が減少

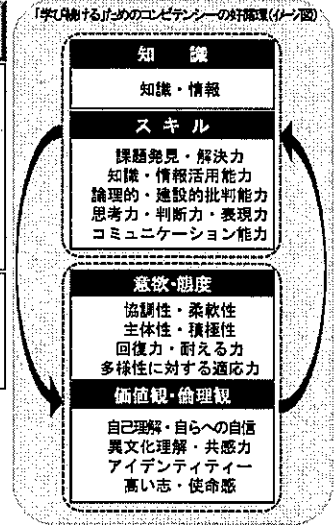
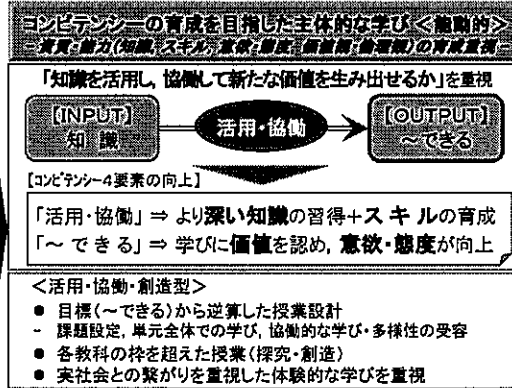
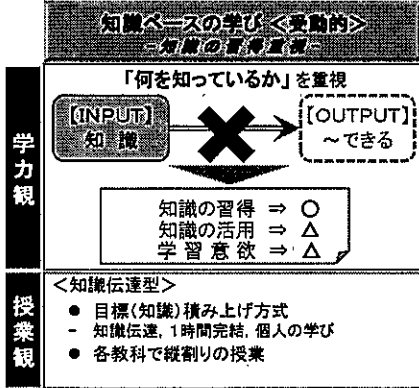
グローバル化の進展や生産年齢人口が減少していく中で、「ピンチ」を「チャンス」に変えていくためには、「地域の成長・発展を支える人材」から「世界を舞台に活躍する人材」まで、厚みのある人材層の形成が不可欠

<育成すべき人材像>

広島で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「広島」、「日本」を語り、高い志のもと、世界の人々と協働して新たな価値(イノベーション)を生み出すことのできる人材

“変化の激しい社会を生き抜くことのできる資質・能力(学び続ける力)”の育成が必要

<これからの新しい教育の方向性- 学びの変革 ->



<“知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか”を重視した取組>

- ◎「課題発見・解決学習」 各教科で習得した知識やスキルを活用し、答えのない問題から最善解を創造
- ◎「異文化間協働活動」 体験を通して、違いに気付き、多様性を受容する中でグローバルマインドの涵養や実践的なコミュニケーション力の向上を図る

10年先を見据えた施策展開(概要)

施策1 育成すべき人材像の具体化

- ◆ これからの社会で活躍するために必要な資質・能力(コンピテンシー)の育成を目指した教育活動を実施するための評価指標を開発し、教職員や児童生徒の間で目標の共有化を図る

施策2 課題発見・解決学習の推進

- ◆ コンピテンシーの育成に効果の高い「主体的な学び」を促進するため、総合的な学習の時間をはじめ、各教科等の学習において、「課題発見・解決学習」を推進する

施策3 異文化間協働活動の推進

- ◆ これからの社会で活躍するためのベースとなるグローバル・マインドや実践的なコミュニケーション能力の育成に向けて、小学校段階からの系統的な「異文化間協働活動」を推進する

施策4 厚みのある多様な人材層の形成に向けた学校の体制整備

- ◆ 社会が求めるニーズに応じた厚みのある多様な人材層の形成に向けて、県立学校の体制整備を早急に進める

施策5 教員の採用育成方針の整備

- ◆ コンピテンシーの育成を目指した教育の実践に向けて、教員の採用育成方針の抜本的な見直しを行う

施策6 県全体の機運醸成

- ◆ 県民総ぐるみで児童生徒や学校の新たな挑戦を応援していくため、県全体の機運醸成を図る

<主な取組例>

- 小・中・高等学校においてモデル校を指定し、実践事例の研究開発 (平成30年度を目的に全県展開) など

- グローバルキャンプなど「異文化間協働活動」を行う学校の支援体制の整備 (「異文化間協働活動コーディネーター」の育成・配置の検討)
- 高校生の海外留学、姉妹校交流の更なる促進 など

- 県内各地域のコンピテンシー育成教育の拠点となる併設型中高一貫教育校の設置
- 複数の専門学科からなる専門高校の設置
- 従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われない学校(フレキシブルスクール〔仮称〕)の設置
- 地域の医療や教育を支える人材を育成する学校の整備(医師・教員類型の設置)
- グローバルリーダー育成校〔仮称〕の設置検討

- 中核教員研修や海外長期派遣研修の実施
- 広島版「教員養成塾」の実施検討 など

- 広島県教育フォーラムの開催 (児童生徒の「課題発見・解決学習」の成果発表、高校生グローバルサミットなど)
- 学校の取組を支援する基金の設置 など

道徳に係る小・中学校学習指導要領一部改正（案）のポイント

※ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領も、同様に改正。

1 基本的な構成等について

(例) 小学校学習指導要領の目次（新旧）

改正後	改正前
第1章 総則	第1章 総則
第2章 各教科 第1節 国語 第2節～第9節 (略)	第2章 各教科 第1節 国語 第2節～第9節 (略)
第3章 <u>特別の教科</u> 道徳	第3章 道徳
第4章～第6章 (略)	第4章～第6章 (略)

(主な変更点)

- ◇ 「第1章 総則」に、学校教育全体としての道徳教育の目標に加え、配慮事項等についても示す。
- ◇ 現行の「第3章 道徳」のうち、学校教育全体としての道徳教育に関することは「第1章 総則」に盛り込み、現行の「道徳の時間」に代えて設置する「特別の教科 道徳」に関することは、「第3章 特別の教科 道徳」に盛り込む。
- ◇ 特別の教科である道徳は、学習指導要領において「道徳科」と略称する。

2 目標について

(1) 学校教育全体としての道徳教育の目標【第1章 総則】

- ◇ 児童生徒の道徳性を養うという趣旨が明確となるように記載。

(新) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方(※1)を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

※1：中学校「人間としての生き方」



(旧) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

(2) 道德教育の要である道德科の目標 [第3章 特別の教科 道德]

◇ 育成すべき資質・能力が明確となるように記載。

(新) 第1章総則の第1の2に示す道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(※2)多面的・多角的に考え、自己の生き方(※3)についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※2：中学校「広い視野から」追記

※3：中学校「人間としての生き方」



(旧) 各教科、外国語活動(※4)、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め(※5)、道徳的実践力を育成するものとする。

※4：中学校「外国語活動」なし

※5：中学校「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」

3 内容について

◇ いじめの問題への対応の充実や、児童生徒の発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から改善。

○ より体系的なものとする観点から、現行の3の視点と4の視点の順序を入れ替える。
(四つの視点)

改正後	改正前
A 主として自分自身に関すること	1 主として自分自身に関すること。
B 主として人との関わりに関すること	2 主として他の人とのかかわりに関すること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること	3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	4 主として集団や社会のかかわりに関すること。

○ それぞれの視点の下に、内容項目に応じたキーワードを併せて示す。

例：<キーワード>「節度、節制」
<内容項目>「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。」(小学校第1学年及び第2学年)

※内容項目数の合計

小学校第1・2学年：19、小学校第3・4学年：20、小学校第5・6学年：22、中学校：22

○ いじめの問題への対応の観点から、「主として自分自身に関すること」の視点における「善悪の判断、自律、自由と責任」「正直、誠実」の内容項目、「主として人との関わりに関すること」の視点における「親切、思いやり」「感謝」の内容項目をそれぞれの視点の前半に位置付ける。

(中学校も同様。)

○ 中学校までの指導の系統性を図る観点やいじめの問題への対応の観点から、小学校第1学年及び第2学年、小学校第3学年及び第4学年、小学校第5学年及び第6学年に新たな内容項目を設ける。

例：「公正、公平、社会正義」の内容項目において、小学校第1学年及び第2学年に「自分の好き嫌いとらわれないで接すること。」、小学校第3学年及び第4学年に「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。」を追加。

4 指導に当たっての配慮事項等について（下線部は、新規事項）

[第1章 総則]

- ◇ いじめの防止の関連としての配慮事項を新たに記載。

道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

[第3章 特別の教科 道徳]

- ◇ 指導の配慮事項として、指導方法の工夫のほか、情報モラル、環境、科学技術と生命倫理等に関する事柄を追加。

- 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるとともに、多様な実践活動や体験活動を生かすなど指導方法を工夫すること。
- 情報モラルに関する指導を充実すること。
- 社会の持続可能な発展などの課題に留意すること。
- 科学技術の発展と生命倫理との関係などの課題に留意すること。（中学校）

- ◇ 教材についての配慮事項を新たに記載。

- 教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ・ 児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - ・ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ・ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

- ◇ 評価については、児童生徒の成長の様子を把握することを基本。数値評価を行わないことは従前と同様。（指導要録の様式等の具体的な改善方策は、今後検討。）

(新) 児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。



(旧) 児童（生徒）の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

	小学校第1学年及び第2学年(19)	小学校第3学年及び第4学年(20)	小学校第5学年及び第6学年(22)	中学校(22)
A. 主として自分自身に関すること	(1) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。 (2) うそをついたりごまかしをしたりしないで、正直に伸び伸びと生活すること。 (3) 健康や安全に気を付け、物や遊具を大切に扱い、身の回りを整え、わがままをしないので、規則正しい生活を送ること。 (4) 自分の特徴に気づき、長所を伸ばすこと。 (5) 自分でやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(1) 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。 (2) 過ちは素直に認め、正面に明るい心で生活すること。 (3) 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、態度のある生活を送ること。 (4) 自分の特徴に気づき、長所を伸ばすこと。 (5) 自分でやるべき勉強や仕事をしっかりと行い、勉強をもち、粘り強くやり抜くこと。	(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。 (2) 家族に、明るい心で生活すること。 (3) 安全と気を付けてやることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、態度を守り節制に心掛けること。 (4) 自分の特徴を知り、短所を伸ばすこと。 (5) より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。 (6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	(1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。 (2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、健康を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活を送ること。 (3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。 (4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や挫折を乗り越えて着実にやり抜くこと。 (5) 真理を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出すことと努めること。
B. 主として人との関わりに関すること	(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。 (7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。 (8) 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。 (9) 友達と仲よくし、助け合うこと。	(6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。 (7) 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもち、接すること。 (8) 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。 (9) 友達と互いに信頼し、信頼し、助け合うこと。 (10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	(7) 誰に対しても思いやりを持ち、相手の立場に立って親切にすること。 (8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支えや助けが合っていること、感謝し、それに応えること。 (9) 時と場合をわきまえて、礼正しく真心をもって接すること。 (10) 友達と互いに信頼し、学び合って信頼を深め、異性についても理解しあひから、人間関係を築いていくこと。 (11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、互いに自分と異なる意見や立場を尊重すること。	(6) 思いやりや心をもち人と接するとともに、家族などの支えや多くの人の支えにより日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。 (7) 礼儀の意義を理解し、時と場合に応じた適切な言動をとること。 (8) 友達の考えを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに助け合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、仲のよくなる人間関係を築いていくこと。 (9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、互いに相手の意見や考え方を理解し、互いの考えをもち、互いを高め、互いを理解し、寛容の心をもって異性に接し、自らを高め、いくこと。 (10) 法やまじりの意義を理解し、それらを守るとともに、他の権利を大切にし、義務を果たすこと。 (11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 (12) 社会参加の意識と社会規範の自覚を高め、公共の精神をもつこと。 (13) 勤労の尊厳や意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 (14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもつこと。 (15) 勤労や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもつこと。 (16) 無事の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や偉人に敬意の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもつこと。 (17) 種々の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもつこと。 (18) 世界の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際視野に立ち、世界の平和と人類の発展に寄与すること。
C. 主として集団や社会との関わりに関すること	(10) 約束やまじりを守り、みんなが使った物を大切にすること。 (11) 約束やまじりを守り、みんなが使った物を大切にすること。 (12) 働くことよさを知り、みんなのために働くこと。 (13) 働くことよさを知り、みんなのために働くこと。 (14) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。 (15) 先生や学校の人々を敬愛し、学校や学校の生活を楽しくすること。 (16) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	(11) 約束やまじりの意義を理解し、それらを守ること。 (12) 誰に対しても分け隔けをせず、公正、公平な態度で接すること。 (13) 働くことよさを知り、進んでみんなのために働くこと。 (14) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなが協力し合って楽しい生活をつくること。 (15) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなが協力し合って楽しい学級や学校をつくること。 (16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。	(10) 法やまじりの意義を理解し、それらを守るとともに、他の権利を大切にし、義務を果たすこと。 (11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 (12) 社会参加の意識と社会規範の自覚を高め、公共の精神をもつこと。 (13) 勤労の尊厳や意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 (14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもつこと。 (15) 勤労や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもつこと。 (16) 無事の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や偉人に敬意の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもつこと。 (17) 種々の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもつこと。 (18) 世界の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際視野に立ち、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	(10) 法やまじりの意義を理解し、それらを守るとともに、他の権利を大切にし、義務を果たすこと。 (11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 (12) 社会参加の意識と社会規範の自覚を高め、公共の精神をもつこと。 (13) 勤労の尊厳や意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 (14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもつこと。 (15) 勤労や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもつこと。 (16) 無事の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や偉人に敬意の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもつこと。 (17) 種々の伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもつこと。 (18) 世界の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際視野に立ち、世界の平和と人類の発展に寄与すること。
D. 主として生命や自然に関すること	(17) 生まることをうれしさを知り、生命を大切にすること。 (18) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。 (19) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	(18) 生命の尊厳を知り、生命あるものを大切にすること。 (19) 自然の恵みを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。 (20) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	(19) 生命の尊厳を知り、その尊厳や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 (20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。 (21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。 (22) よりよく生きようとする人間の強みや高貴さを生かすことと努めること。	(19) 生命の尊厳を知り、その尊厳や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 (20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。 (21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。 (22) よりよく生きようとする人間の強みや高貴さを生かすことと努めること。

平成26年度道徳教育パワーアップフォーラム（「心の元気！」1000人フォーラム）アンケート集計結果年度比較（教職員）

		年度										
		H16	H17	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
1	今日のフォーラムは、自校の道徳教育の推進に向けて参考になりましたか。	とても	53.0%	55.0%	27.0%	26.5%	19.0%	29.0%	27.5%	38.0%	54.4%	57.5%
		おおむね	46.0%	43.0%	66.0%	68.9%	72.7%	67.0%	67.4%	60.6%	44.0%	41.7%
		あまり	1.0%	2.0%	7.0%	4.5%	7.6%	4.0%	4.8%	1.4%	1.5%	0.9%
		まったく	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.7%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%
		肯定率	99.0%	98.0%	93.0%	95.4%	91.7%	96.0%	94.9%	98.6%	98.4%	99.1%
2	自校の「道徳の時間」（※高等学校、特別支援学校高等部の場合 道徳教育）は充実していると思いますか。	とても	6.0%	12.0%	4.0%	4.1%	4.3%	4.0%	6.0%	6.0%	6.5%	7.7%
		おおむね	66.0%	62.0%	64.0%	64.3%	68.9%	72.0%	67.6%	76.1%	72.1%	76.2%
		あまり	27.0%	26.0%	31.0%	30.7%	25.5%	23.0%	25.3%	17.7%	20.0%	15.6%
		まったく	1.0%	0.0%	1.0%	0.9%	1.3%	1.0%	1.0%	0.2%	1.4%	0.4%
		肯定率	72.0%	74.0%	68.0%	68.4%	73.2%	76.0%	73.6%	82.1%	78.6%	83.9%
3	自校の道徳教育に関する研修は充実していると思いますか。	とても	4.0%	8.0%							7.6%	6.9%
		おおむね	29.0%	41.0%							55.1%	59.9%
		あまり	55.0%	43.0%							34.6%	32.7%
		まったく	12.0%	8.0%							2.7%	0.6%
		肯定率	33.0%	49.0%							62.7%	66.7%
4	道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）は、校務分掌上機能していると思いますか。（※高等学校、特別支援学校高等部は回答不要）	とても	12.0%	12.0%	6.0%	4.3%	6.7%	5.0%	6.9%	7.0%	8.0%	10.0%
		おおむね	43.0%	47.0%	51.0%	48.3%	53.3%	58.0%	59.2%	63.3%	60.2%	58.0%
		あまり	40.0%	3.0%	39.0%	46.1%	37.8%	35.0%	32.4%	27.2%	29.0%	30.8%
		まったく	5.0%	38.0%	4.0%	1.3%	2.2%	1.0%	1.5%	2.5%	2.8%	1.2%
		肯定率	55.0%	59.0%	57.0%	52.6%	60.0%	63.0%	66.1%	70.3%	68.2%	68.0%
5	自校では、児童生徒に道徳性を育成するための体験活動は充実していると思いますか。	とても			9.0%	8.8%	12.7%	12.0%	11.1%	13.7%	15.3%	16.1%
		おおむね			51.0%	57.0%	55.3%	57.0%	56.2%	61.9%	63.8%	63.9%
		あまり			38.0%	33.5%	30.5%	30.0%	31.3%	23.9%	19.5%	19.3%
		まったく			2.0%	0.7%	1.4%	1.0%	1.4%	0.5%	1.4%	0.7%
		肯定率			60.0%	65.8%	68.0%	69.0%	67.3%	75.6%	79.1%	80.0%
6	自校では、家庭・地域社会と連携した道徳教育が進められていると思いますか。	とても			3.0%	2.4%	4.4%	5.0%	4.3%	5.9%	6.8%	7.0%
		おおむね			36.0%	39.9%	48.1%	51.0%	52.7%	60.1%	58.1%	57.6%
		あまり			56.0%	55.4%	45.5%	42.0%	40.2%	32.8%	32.3%	34.2%
		まったく			5.0%	2.3%	2.0%	2.0%	2.8%	1.2%	2.8%	1.2%
		肯定率			39.0%	42.4%	52.5%	56.0%	57.0%	66.0%	64.9%	64.6%
7①	「道徳の時間」を保護者に公開している。	はい		83.0%	86.0%	87.4%	91.9%	96.0%	90.7%	93.0%	92.8%	95.3%
		いいえ		17.0%	14.0%	12.6%	8.1%	4.0%	9.3%	7.0%	7.2%	4.7%
7②	「道徳の時間」を地域の人々に公開している。	はい		62.0%	61.0%	69.6%	72.0%	70.0%	71.5%	72.7%	77.5%	82.2%
		いいえ		38.0%	39.0%	30.4%	28.0%	30.0%	28.5%	27.3%	22.5%	17.8%
7③	道徳教育について保護者（または地域の人々）と懇談会をもっている。	はい		29.0%	37.0%	38.4%	46.8%	51.0%	48.8%	53.4%	59.3%	64.5%
		いいえ		71.0%	63.0%	61.6%	53.2%	49.0%	51.2%	46.6%	40.7%	35.5%
7④	道徳教育の取組を学校・学年・学級通信やホームページ等で紹介している。	はい		35.0%	74.0%	74.6%	69.9%	67.0%	65.5%	72.0%	74.5%	77.4%
		いいえ		65.0%	26.0%	25.4%	30.1%	33.0%	34.5%	28.0%	25.5%	22.6%
7⑤	保護者や地域の人々の参加・協力を求めた道徳の授業を行っている。	はい		23.0%	40.0%	44.3%	51.1%	50.0%	51.1%	55.1%	53.9%	57.8%
		いいえ		77.0%	60.0%	55.7%	48.9%	50.0%	48.9%	44.9%	46.1%	42.2%
7⑥	地域の人々の協力を得て、魅力的な教材を開発している。	はい					28.9%	33.0%	38.6%	39.5%	38.3%	37.6%
		いいえ					71.1%	67.0%	61.4%	60.5%	61.7%	62.4%
7⑦	道徳性を養う体験活動等を保護者や地域の人々の参加を求めて行っている。	はい			59.0%	59.8%	59.3%	60.0%	61.0%	68.1%	67.0%	68.5%
		いいえ			41.0%	40.2%	40.7%	40.0%	39.0%	31.9%	33.0%	31.5%

【肯定的な回答の割合】

は、26年度が25年度より低い。

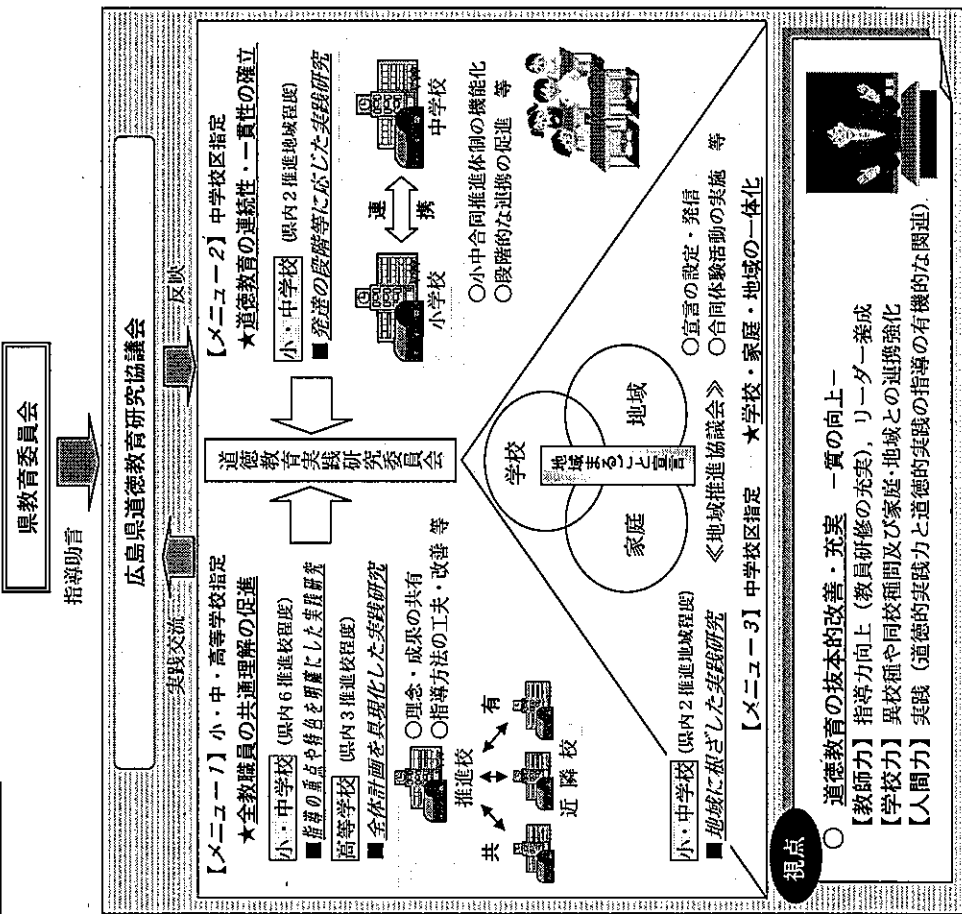
問	項目	平成25年度	平成26年度	
		第2回	第1回	第2回
1	今日の研修会は、自校の道徳教育の推進に向けて参考になりましたか。	100%	98%	100%
2	自校の「道徳の時間」の内容は充実していると思いますか。	97%	95%	97%
3:道徳教育に関する研修の充実について		84%	82%	83%
3-(1)	研修内容と学校の重点課題とのつながりが明確になっている。	91%	90%	92%
3-(2)	道徳教育推進教師を中心に、研修の企画・運営を協働して行っている。	83%	82%	84%
3-(3)	研修成果を実践につなげやすくする工夫をしている(参加型研修等)。	78%	74%	75%
4	近隣校同士の道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思いますか。	73%	66%	69%
5	自校では、道徳教育の取組を通信やホームページなどで計画的に紹介していますか。	65%	56%	66%
6:道徳教育推進教師の機能化について		86%	82%	87%
6-(1)	道徳教育の指導計画の評価・改善を行っている。	95%	92%	95%
6-(2)	各学級の道徳の時間の実施状況を把握している。	95%	91%	95%
6-(3)	各学級の道徳の時間の充実のために指導助言している。	72%	63%	74%
6-(4)	道徳教育の研修を実施している。	86%	82%	89%
6-(5)	校外の道徳教育に関する研修の内容を回覧等で校内に情報提供している。	83%	80%	84%
7	自校では、魅力的な教材の開発(地域教材を含め)に取り組んでいる。	68%	71%	74%
	はいと答えた場合(全校・一部) ※肯定の欄:全校と答えた人数	28%	19%	19%
8	自校では、「広島県道徳教育指導資料」(地域教材開発の手引、読み物教材例集・授業展開例集)を活用した。	76%	70%	77%
	はいと答えた場合(全校・一部) ※肯定の欄:全校と答えた人数	22%	23%	21%
9-(1)	自校では、「道徳の時間」を保護者に公開している。	99%	97%	98%
9-(2)	自校では、「道徳の時間」を地域に公開している。	86%	84%	88%
9-(3)	自校では、道徳教育について保護者や地域の方々と懇談会をもっている。	75%	69%	75%
9-(4)	自校では、保護者や地域の人々の参加・協力による道徳授業を行っている。	60%	58%	62%
9-(5)	自校では、地域の人材の協力を得て、魅力的な教材を開発している。	51%	43%	46%
10:「私たちの道徳」の活用について				
10-(1)	自校では、道徳教育の全体計画に位置付けている。		92%	98%
10-(2)	自校では、道徳の時間の年間指導計画に位置付けている。		94%	98%
10-(3) ①	「私たちの道徳」の活用場面:各教科		54%	71%
10-(3) ②	「私たちの道徳」の活用場面:道徳の時間		99%	100%
10-(3) ③	「私たちの道徳」の活用場面:外国語活動(小学校のみ)		28%	31%
10-(3) ④	「私たちの道徳」の活用場面:総合的な学習の時間		60%	75%
10-(3) ⑤	「私たちの道徳」の活用場面:特別活動		75%	83%
10-(3) ⑥	「私たちの道徳」の活用場面:上記①~⑤以外の学校での生活場面や教育活動		62%	69%
10-(3) ⑦	「私たちの道徳」の活用場面:家庭での生活		56%	81%
10-(3) ⑧	「私たちの道徳」の活用場面:家庭や地域との連携		51%	72%
10-(3) ⑨	「私たちの道徳」の活用場面:その他		21%	20%
10-(4)	自校では、児童生徒による自主的な活用を促している。		55%	72%

「道徳教育改善・充実」総合対策事業

1 事業目的

小学校・中学校・高等学校段階における道徳教育の一層の充実を図るため、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、効果的な指導方法等の開発や共有などを通じて教員の指導力の向上に資するとともに、児童生徒のよりよい生き方を実践する力を育む道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を県内に普及する。

2 事業内容



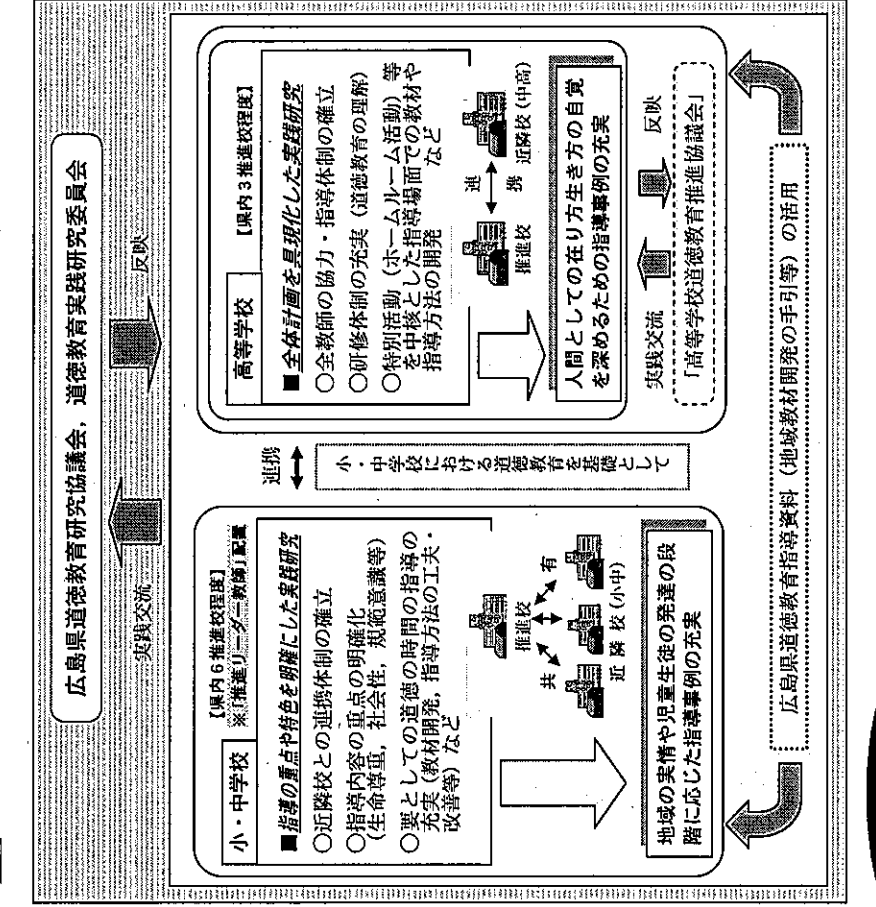
よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進による
児童生徒の豊かな心の育成

【メニュー1】小・中・高等学校道徳教育の充実の充実

◎目的

生命尊重、社会性、規範意識等の意識醸成などの今日的課題や各学校教育段階の指導の重点や特色を踏まえ、小学校・中学校・高等学校において、近隣校との連携を通して、学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図るための実践研究を行い、その成果を近隣校及び県内に普及する。

◎内容



事業ポイント

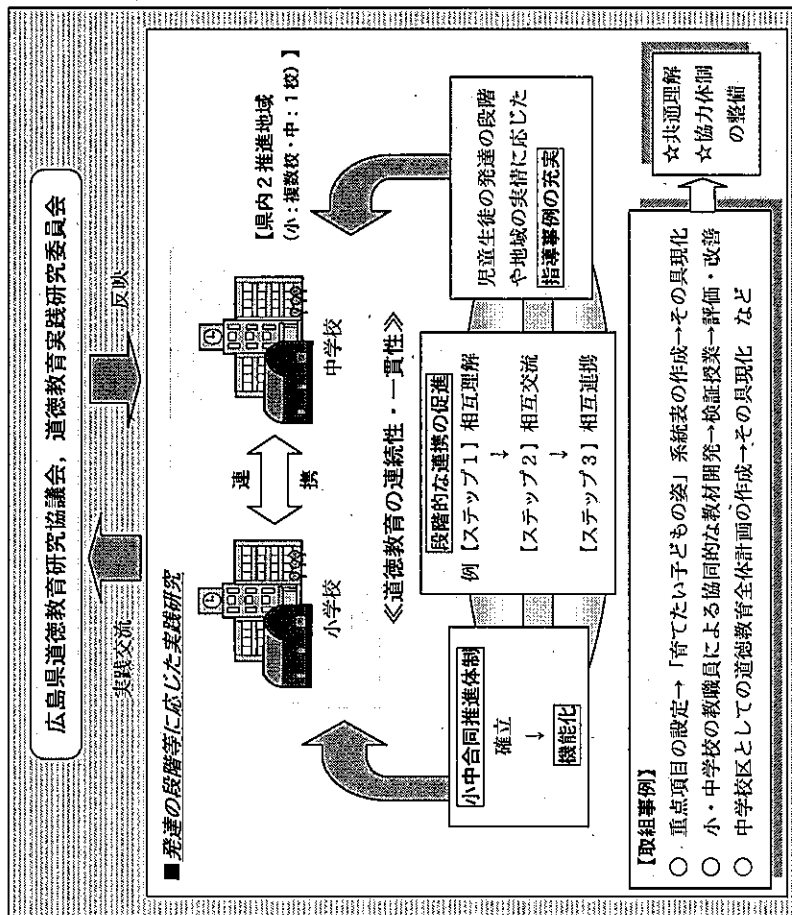
- ★全教職員の共通理解の促進
- 【連携・共有】近隣校等との連携体制の充実 (好事例の共有化)
- 【開発・活用】今日的課題等を踏まえた道徳教育用教材の開発とその効果的な活用 (いじめ防止の観点も含む)

【Xニユ-2】小中連携による道徳教育の充実・発展

◎目的

小・中学校段階・各学年段階において、より効果的な指導がおこなわれるよう、児童生徒の発達段階及び地域等の実情を踏まえ、異校種や同校種間等との連携による創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を県内に普及する。

◎内容



事業ポイント

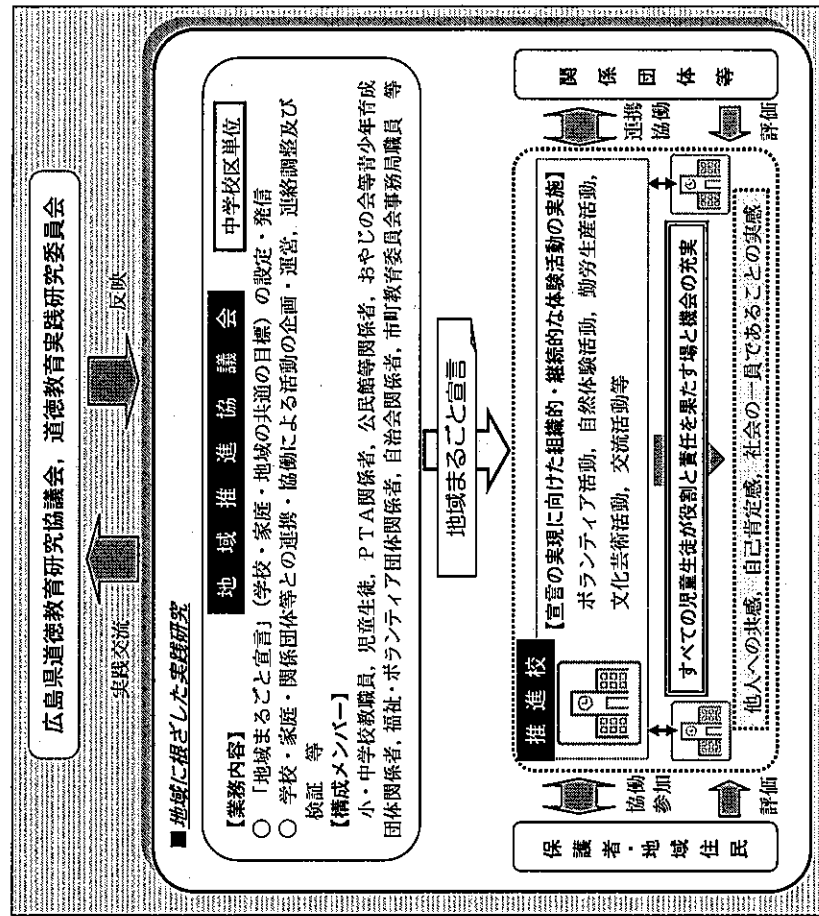
- ★道徳教育の連続性・一貫性の確立
- 【連携・系統】異校種や同校種間、家庭・地域等との連携体制の充実
- 【開発・活用】系統性を踏まえた多様な道徳教育用教材の選択・開発とその効果的な活用（「私たちの道徳」を含む）

【Xニユ-3】学校・家庭・地域の連携による道徳教育の充実・発展

◎目的

小・中学校が、家庭や地域と一体となった体験活動を行う中で、児童生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度など豊かな心を育てることにより、生徒指導上の諸問題の未然防止を図るための実践研究を行い、その成果を県内に普及する。

◎内容



事業ポイント

- ★学校・家庭・地域の一体化
 - 【連携・協働】地域の教育・文化づくり
 - 【関連・補充】道徳教育と生徒指導との関連
- <豊かな心の育成と生徒指導上の諸問題の未然防止>

平成 27 年度「道德教育改善・充実」総合対策事業 推進校・推進地域一覧

<メニュー 1> 推進校：小学校 3 校 中学校 3 校 高等学校 3 校

事務所等	市町教育委員会	学 校	校 種
西 部	呉市	呉中央小学校 H27 県小道兼中国大会	小
	廿日市市	大野東中学校	中
西部教育事所 芸北支所	安芸高田市	可愛小学校	小
東 部	尾道市	美木中学校	中
北 部	三次市	甲奴小学校 H28 県小道大会	小
	福山市	駅家南中学校	中

県立	河内高等学校	千代田高等学校	芦品まなび学園 高等学校
----	--------	---------	-----------------

<メニュー 2> 推進地域：2 中学校区

事務所	市町 教育委員会	中学校区	学 校			
西 部	大竹市	玖波中学校区	玖波中学校	玖波小学校		
北 部	庄原市	高野中学校区	高野中学校	高野小学校		

<メニュー 3> 推進地域：2 中学校区

事務所	市町 教育委員会	中学校区	学 校			
東 部	世羅町	甲山中学校区	甲山中学校	甲山小学校	せらひがし小学校	
	福山市	神辺中学校区	神辺中学校	道上小学校	中条小学校	湯田小学校

資料9

平成 27 年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業における 道徳教育実践研究委員会実施要項

1 趣旨

「道徳教育改善・充実」総合対策事業における推進校及び推進地域の道徳教育担当者が情報交換や研究協議等を行い、本県道徳教育を推進するリーダーを育成する。

2 参加対象者

- ・「道徳教育改善・充実」総合対策事業のメニュー 1 における推進リーダー教師及び推進校担当者
- ・「道徳教育改善・充実」総合対策事業のメニュー 2・3 における推進地域代表担当者
- ・広島県教育委員会関係者
- ・各市町教育委員会の道徳教育担当者（希望）
- ・研修会場の近隣校教職員（希望）

3 内容

- ・道徳教育推進に係る指導力向上を図るための授業研究、演習、講話等の実施
- ・推進校及び推進地域の研究内容の充実に向けた情報提供
- ・有識者や優れた実践者による指導
- ・各回で事前に示されたテーマ、課題についての実践交流、研究協議

4 実施計画

回	日時	会場	テーマ・講師
1	5月22日（金）	広島県庁 自治会館 301	「道徳教育を推進していくために ～教育研究の進め方、諸計画の見直し～」
2	6月25日（木）	北広島町立 新庄小学校	「言語活動の充実による道徳の授業づくり」 金沢工業大学 教授 白木みどり
3	7月15日（水）	福山市立 城東中学校	「情報モラルを育む道徳の授業づくり」 香川大学教育学部 准教授 植田 和也
4	9月8日（火）	三次市立 甲奴小学校	「学校・家庭・地域の連携による道徳教育 ～『私たちの道徳』の効果的な活用～」 大阪大学 准教授 岡部 美香
5	10月15日（木）	尾道市立 美木中学校	「児童生徒が主体的に学ぶ道徳の授業づくり ～問題解決的な学習～」 大阪市立豊仁小学校 校長 服部 敬一
6	11月5日（木）	広島県立 河内高等学校	「児童生徒の発達段階や実態に応じた道徳の教材開発の工夫」 大阪教育大学 名誉教授 藤永 芳純
7	12月15日（火）	安芸高田市立 可愛小学校	「道徳の時間と他の教育活動との関連による道徳教育」 畿央大学 教授 島 恒生
8	1月15日（金）	福山市立 駅家南中学校	「いじめを防止するための道徳教育の工夫」 國學院大學人間開発学部 教授 田沼 茂紀

小学校学習指導要領

新旧対照表 (平成27年3月)

目 次

第1章 総 則	1
第2章 各 教 科	5
第1節 国 語	5
第2節 社 会	5
第3節 算 数	5
第4節 理 科	6
第5節 生 活	6
第6節 音 楽	6
第7節 図 画 工 作	6
第8節 家 庭	7
第9節 体 育	7
第3章 特別の教科 道徳	8
第4章 外国語活動	17
第5章 総合的な学習の時間	17
第6章 特別活動	18

小学校学習指導要領新旧対照表

改 正	現 行
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達^{たつみ}の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする。</p> <p>道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科、道德科、外国語活動及び特別活動の内容に関する</p>	<p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達^{たつみ}の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。</p> <p style="text-align: center;">(後段 移動)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科、道德、外国語活動及び特別活動の内容に関する事</p>
<p>事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道德科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第2章以下に示す各教科、道德科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道德科、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道德科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。</p> <p>6 道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、第3章特別の教科道德の第2に示す内容とする。</p>	<p>事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道德、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第2章以下に示す各教科、道德、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道德、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道德、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。</p>
<p>第3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道德科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の</p>	<p>第3章 道 徳</p> <p>第2 内 容</p> <p>道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道德、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担</p>

負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2～5 (略)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(12) (略)

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 各学校においては、児童の発達¹の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2～5 (略)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(12) (略)

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

(2) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達¹の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、

- 3 -

イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

第1 (略)

2 (前段 略)

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

- 4 -

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2・3 (略)

第8節 家庭

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2～5 (略)

第9節 体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 (略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2・3 (略)

第8節 家庭

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2～5 (略)

第9節 体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 (略)

- 7 -

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

〔善悪の判断、自律、自由と責任〕

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

〔正直、誠実〕

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内容

道徳の時間^{（必要）}として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。【再掲】

〔第1学年及び第2学年〕

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
- (2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
- (3) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
- (4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。

2 主として他の人のかかわりに関すること。

- (1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
- (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
- (3) 友達と仲よくし、助け合う。
- (4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。

- 8 -

過ちは素直に改め、正直に明るいい心で生活すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誠実に、明るいい心で生活すること。

〔節度、節制〕

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

〔第5学年及び第6学年〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

〔個性の伸長〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の特徴に気付くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

〔希望と勇気、努力と強い意志〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

(2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。

(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に。

(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。

(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。

(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。

(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

〔第3学年及び第4学年〕

1 主として自分自身に関すること。

(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。

(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。

(4) 過ちは素直に改め、正直に明るいい心で元気よく生活する。

(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。

(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切に。

(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切に。

(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

- 9 -

〔真理の探究〕

〔第5学年及び第6学年〕

真理を大切に、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること

〔親切、思いやり〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。

〔感謝〕

〔第1学年及び第2学年〕

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

〔第3学年及び第4学年〕

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

〔礼儀〕

〔第1学年及び第2学年〕

気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。

〔友情、信頼〕

〔第1学年及び第2学年〕

(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。

(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。

(5) 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。

(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

〔第5学年及び第6学年〕

1 主として自分自身に関すること。

(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。

(3) 自由を大切に、自律的で責任のある行動をする。

(4) 誠実に、明るいい心で楽しく生活する。

(5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。

(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

(2) だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。

(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。

(4) 謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切に。

(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切に。

(3) 美しいものに感動する心や人間の力を越えたものに対する畏敬の念をもつ。

- 10 -

友達と仲よくし、助け合うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

〔相互理解、寛容〕

〔第3学年及び第4学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔規則の尊重〕

〔第1学年及び第2学年〕

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

〔第5学年及び第6学年〕

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

〔公正、公平、社会正義〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の好き嫌いととらわれないで接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。

(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。

(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。

(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。

(8) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

接し、正義の実現に努めること。

〔勤労、公共の精神〕

〔第1学年及び第2学年〕

働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

〔家族愛、家庭生活の充実〕

〔第1学年及び第2学年〕

父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。

〔第3学年及び第4学年〕

父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

〔第5学年及び第6学年〕

父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。

〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕

〔第1学年及び第2学年〕

先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。

〔第3学年及び第4学年〕

先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。

〔第5学年及び第6学年〕

先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実

に努めること。

〔伝統と文化の尊重，国や郷土を愛する態度〕

〔第1学年及び第2学年〕

我が国や郷土の文化と生活に親しみ，愛着をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，国や郷土を愛する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，国や郷土を愛する心をもつこと。

〔国際理解，国際親善〕

〔第1学年及び第2学年〕

他国の人々や文化に親しむこと。

〔第3学年及び第4学年〕

他国の人々や文化に親しみ，関心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

他国の人々や文化について理解し，日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること

〔生命の尊さ〕

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り，生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り，生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多く，生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること。

〔自然愛護〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ，動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り，自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り，自然環境を大切にすること。

〔感動，畏敬の念〕

〔第1学年及び第2学年〕

美しいものに触れ，すがすがしい心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

〔よりよく生きる喜び〕

〔第5学年及び第6学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し，人間として生きる喜びを感じる。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては，道德教育の全体計画に基づき，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら，道德科の年間指導計画を作成するものとする。なお，作成に当たっては，第2に示す各学年段階の内容項目について，相当する各学年において全て取り上げることとする。その際，児童や学校の実態に応じ，2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導，一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては，校長の方針の下に，道德教育の推進を主に担当する教師（以下「道德教育推進教師」という。）を中心に，全教師が協力して道德教育を展開するため，次に示すところにより，道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。【再掲】
 - (2) 道德の時間の年間指導計画の作成に当たっては，道德教育の全体計画に基づき，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら，計画的，発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際，第2に示す各学年段階ごとの内容項目について，児童や学校の実態に応じ，2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし，第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当す

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。
- (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。
- (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
- (5) 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多

る各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

第1 (略)

(前段 略)

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。【再掲】

第3 (略)

- 2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 (略)

- (1) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
- (2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

- (6) 児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
- (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 児童の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
- (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

- (5) 児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。【再掲】

3 (略)

- (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

- 4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

第4章 外国語活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1)～(6) (略)
- (7) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 (略)

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1)～(5) (略)
- (6) 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- (7) 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- (8) (略)
- (9) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合

- 5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第4章 外国語活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1)～(6) (略)
- (7) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 (略)

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1)～(5) (略)
- (6) 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- (7) 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- (8) (略)
- (9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容

- 17 -

的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

- 2 (略)

第6章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) (略)
- (2) 【学級活動】については、学級、学校及び児童の実態、学級集団の育成上の課題や発達の課題及び第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。
- (3)・(4) (略)
- 3 (略)

について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

- 2 (略)

第6章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) (略)
- (2) 【学級活動】については、学級、学校及び児童の実態、学級集団の育成上の課題や発達の課題及び第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、学級経営の充実を図り、個々の児童についての理解を深め、児童との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。
- (3)・(4) (略)
- 3 (略)

- 18 -

中学校学習指導要領

新旧対照表 (平成27年3月)

目 次

第1章 総 則	1
第2章 各 教 科	4
第1節 国 語	4
第2節 社 会	4
第3節 教 学	5
第4節 理 科	5
第5節 音 楽	5
第6節 美 術	6
第7節 保健体育	6
第8節 技術・家庭	6
第9節 外 国 語	7
第3章 特別の教科 道徳	7
第4章 総合的な学習の時間	13
第5章 特別活動	13

中学校学習指導要領新旧対照表

改正	現行
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする。</p> <p>道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通の事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科、道德科及び特別活動の内容に関する事項は、特に</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。</p> <p style="text-align: center;">(後段 移動)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 内容等の取扱いに関する共通の事項</p> <p>1 第2章以下に示す各教科、道德及び特別活動の内容に関する事項は、特に示</p>
<p>示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道德科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第2章以下に示す各教科、道德科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、第3章特別の教科道德の第2に示す内容とする。</p> <p>第3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道德科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、適当な授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。</p> <p>2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道德及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。</p> <p>3 第2章以下に示す各教科、道德及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 道 徳</p> <p style="text-align: center;">第2 内 容</p> <p>道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第3 授業時数等の取扱い</p> <p>1 各教科、道德、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、適当な授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 (略)
- 2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1)～(14) (略)
- 3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
 - (2) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やまじりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。
 - (3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えると同時に、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 (略)
 - 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
(1)～(14) (略)
- 第3章 道 徳
- 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。
 - (1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
 - (3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。
- 第1 (略)
- 2 (前段 略)
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚

ること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

- (4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

第2章 各教科

第1節 国 語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1)～(5) (略)
- (6) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2・3 (略)

第2節 社 会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

第3章 道 徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えると同時に、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

第2章 各教科

第1節 国 語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1)～(5) (略)
- (6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2・3 (略)

第2節 社 会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第9節 外国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1・2 (略)

3 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

[自主、自律、自由と責任]

自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

[節度、節制]

望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。

[向上心、個性の伸長]

自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。

[希望と勇氣、克己と強い意志]

より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。

[真理の探究、創造]

真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

B 主として人との関わりに関すること

[思いやり、感謝]

思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。

[礼儀]

礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。

[友情、信頼]

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

[相互理解、寛容]

自分の考えや意見を相手に伝えるときにも、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神、公德心]

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定し

第9節 外国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1・2 (略)

3 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。【再掲】

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇氣をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。

(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。

(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。

(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。

(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。

(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。

(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。

(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。

(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を徹底に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

た社会の実現に努めること。

[公正、公平、社会正義]

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

[社会参画、公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

[家族愛、家庭生活の充実]

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

[よりよい学校生活、集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]

郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

[国際理解、国際貢献]

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。

(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。

(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

[生命の尊さ]

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえない生命を尊重すること。

[自然愛護]

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

[感動、畏敬の念]

美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

[よりよく生きる喜び]

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。【再掲】

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするこのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。

(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。

(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

(6) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつ

第1 (略)

(前段 略)

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。【再掲】

第3 (略)

2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 (略)

(4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

(2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏

つ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。【再掲】

3 (略)

(3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないもの

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 各教科、道徳科及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
 - (7) 各教科、道徳科及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - (8) (略)
 - (9) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 (略)

第5章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

こと。

- (2)・(3) (略)
- (4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) [学級活動]については、学校、生徒の実態及び第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。
 - (3) (略)
- 3 (略)

とする。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
 - (7) 各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - (8) (略)
 - (9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 (略)

第5章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫するこ

と。

- (2)・(3) (略)
- (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) [学級活動]については、学校、生徒の実態及び第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。
 - (3) (略)
- 3 (略)

参考資料3

平成27年度 道德教育研修会 日程等一覧

研修会名		期日	時間	会場	参加対象者	講師名
広島県道德教育推進連絡会議	第1回	5月8日 (金)	13:15~ 16:30	自治会館 301, 304	・各市町道德教育推進協議会の会長が推薦する実務担当教師	
	第2回	8月26日 (水)	10:00~ 16:30	自治会館 101, 102	・各市町教育委員会の道德教育担当者 ・広島県教育委員会関係者	
広島県道德教育研究協議会		6月12日 (金)	10:00~ 16:30	呉市立 呉中央小学校	・H14~H27指定校関係者 ・広島県教育委員会関係者及び各市町教育委員会の道德教育担当指導主事等 ・その他道德教育を推進する上で必要な者	吉本 恒幸 (聖徳大学大学院教授)
第2回広島県道德教育研究協議会 (全体報告会)		2月12日 (金)	9:30~ 16:30	県庁講堂 301, 601 602, R3	研究協議会及び推進連絡会議の参加対象者	島 恒生 (畿央大学教授)
道德教育パワー アップフォーラム		8月11日 (火)	10:00~ 16:30	アステール プラザ	・県内公立小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校の道德教育の推進を主に担当する教師 ・保護者 ・教育委員会関係者	押谷 由夫 (昭和女子大学大学院教授) 杉田 洋 (國學院大學教授)
高等学校道德教育 推進協議会		9月29日 (火)	9:30~ 16:30	県庁講堂 ※602	県内高等学校, 特別支援学校(高等部)の道德を主に担当する教師	谷田 増幸 (兵庫教育大学教授)
教科等別指導主事 会議 (道德部会)	第1回	7月7日 (火)	10:00~ 16:40	大竹市立 玖波中学校	・広島県教育委員会関係者 ・各市町教育委員会の道德教育担当者	
	第2回	1月22日 (金)	10:00~ 16:40	自治会館 101, 102	・指導教諭 (道德)	
道德教育実践研究 委員会	第1回	5月22日 (金)	10:00~ 16:30	自治会館 301, 304	・H27指定校の道德教育推進者 ・広島県教育委員会関係者 ・各市町教育委員会の道德教育担当者	
	第2回	6月25日 (木)	10:00~ 16:30	北広島町立 新庄小学校		白木みどり (金沢工業大学教授)
	第3回	7月15日 (水)	10:00~ 16:30	福山市立 城東中学校		植田 和也 (香川大学准教授)
	第4回	9月8日 (火)	10:00~ 16:30	三次市立 甲奴小学校		岡部 美香 (大阪大学准教授)
	第5回	10月15日 (木)	10:00~ 16:30	尾道市立 美木中学校		服部 敬一 (大阪市立豊仁小学校校長)
	第6回	11月5日 (木)	10:00~ 16:30	河内高等学校		藤永 芳純 (大阪教育大学名誉教授)
	第7回	12月15日 (火)	10:00~ 16:30	安芸高田市立 可愛小学校		島 恒生 (畿央大学教授)
	第8回	1月15日 (金)	10:00~ 16:30	福山市立 駅家南中学校		田沼 茂紀 (國學院大學教授)
平成27年度道德教育 指導者養成研修 (ブロック別指導 者研修)	3日間	10月7日 (水) ~9日 (金)		YMCA 国際ホール	・中国・四国地方の教育委員会の指導主事等 ・中国・四国地方の小・中・高等学校, 特別支援学校の教諭等で, 各地域で本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定である者	赤堀 博行 澤田 浩一 (文部科学省教科調査官)

平成27年度 市町道徳教育推進協議会 参加者アンケート

市町名 () 校 種 () 小学校 中学校

- 1 今日の研修会は、自校の道徳教育の推進に向けて参考になりましたか。
1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 2 自校の「道徳の時間」の内容は充実していると思いますか。
1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 3 自校の道徳教育に関する研修の充実についてお聞きます。(「今後、実施予定」も含む)
(1) 研修内容と学校の重点課題とのつながりが明確になっている。 1 はい 2 いいえ
(2) 道徳教育推進教師を中心に、研修の企画・運営を協働して行っている。 1 はい 2 いいえ
(3) 研修成果を実践につなげやすく工夫をしている(参加型研修等)。 1 はい 2 いいえ
- 4 近隣校同士の道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思いますか。
1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 5 自校では、道徳教育の取組を通信やホームページなどで計画的に紹介していますか。
1 とても 2 まあまあ 3 あまり 4 まったく
- 6 道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)の機能化についてお聞きます。
(「今後、実施予定」も含む。)
(1) 道徳教育の指導計画の評価・改善を行っている。 1 はい 2 いいえ
(2) 各学級の道徳の時間の実施状況を把握している。 1 はい 2 いいえ
(3) 各学級の道徳の時間の充実のために指導助言している。 1 はい 2 いいえ
(4) 道徳教育の研修を実施している。 1 はい 2 いいえ
(5) 校外の道徳教育に関する研修の内容を回覧等で校内に情報提供している。 1 はい 2 いいえ
- 7 自校では、魅力的な教材の開発(地域教材を含め)に取り組んでいますか。
1 はい(全校・一部) 2 いいえ

※ はいと答えた場合は、併せて括弧内のどちらかに○をしてください。

アンケートは裏面にもあります。

8 自校では、「広島県道徳教育指導資料」(地域教材開発の手引、読み物教材例集・授業展開例集)を活用しましたか。
1 はい(全校・一部) 2 いいえ

※ はいと答えた場合は、併せて括弧内のどちらかに○をしてください。

- 9 家庭・地域との連携についてお聞きます。(「今後、実施予定」も含む)
(1) 自校では、「道徳の時間」を保護者に公開している。 1 はい 2 いいえ
(2) 自校では、「道徳の時間」を地域に公開している。 1 はい 2 いいえ
(3) 自校では、道徳教育について保護者や地域の方々との懇談会をもっている。 1 はい 2 いいえ
(4) 自校では、保護者や地域の人々の参加・協力による道徳授業を行っている。 1 はい 2 いいえ
(5) 自校では、地域の人材の協力を得て、魅力的な教材を開発している。 1 はい 2 いいえ
- 10 「私たちの道徳」の活用についてお聞きます。(「今後、実施予定」も含む)
(1) 自校では、道徳教育の全体計画に位置付けている。 1 はい 2 いいえ
(2) 自校では、道徳の時間の年間指導計画に位置付けている。 1 はい 2 いいえ
(3) 自校では、次の場面で活用している(「今後、活用予定」も含む)。
①各教科 1 はい 2 いいえ
②道徳の時間 1 はい 2 いいえ
③外国語活動(小学校のみ) 1 はい 2 いいえ
④総合的な学習の時間 1 はい 2 いいえ
⑤特別活動 1 はい 2 いいえ
⑥上記①～⑤以外の学校での生活場面や教育活動 1 はい 2 いいえ
⑦家庭での生活 1 はい 2 いいえ
⑧家庭や地域との連携 1 はい 2 いいえ
⑨その他 1 はい 2 いいえ
(4) 自校では、児童生徒による自主的な活用を促している。 1 はい 2 いいえ

広島県道徳教育推進委員会 ホームページ
ポータルサイト 教育ひろしま

教育委員会
広島県道徳教育推進委員会
〒730-8581 広島市中区本町4-2-1

豊かな心を育てる道徳教育コーナー
心に残るよさやよい話
心に響くよさやよい話

道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会

豊かな心を育てる道徳教育コーナー
心に残るよさやよい話
心に響くよさやよい話

道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会

道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会

道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会

参考資料

平成26年度 平成25年度 平成24年度 平成23年度 平成22年度 平成21年度 平成20年度
平成19年度 平成18年度
広島県道徳教育推進委員会

道徳教育を推進するための研究開発や普及推進活動の調査研究や普及活動の報告、重要論文、情報交換等を行うことにより、本県道徳教育の一層の充実を図る。

平成26年度 平成25年度 平成24年度 平成23年度 平成22年度 平成21年度
平成20年度 平成19年度 平成18年度 平成17年度 平成16年度
高等学校道徳教育推進協議会

県立高等学校及び県立特別支援学校(高等部)における道徳教育を主に担当する先生方を対象に、高等学校における道徳教育の効果的な指導方法等について、実践発表や演習・協議等を通して理解を深め、本県道徳教育の推進につなげる。

平成26年度
道徳教育パワーアップフォーラム

平成16年度から開催してきた心の元気！1000人フォーラム(各町)をさらに充実・発展させ、国の動向を踏まえた道徳教育の効果的な指導方法等について、調査や協議、調査等を通して理解し、指導力の向上に資するとともに、学校と家庭や地域が連携した本県道徳教育の一層の改善・充実を図る。

平成26年度
心の元気！1000人フォーラム

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の道徳教育の推進を主に担当する教員、保護者、教育委員会関係者約1,000人を対象に、道徳教育推進委員会における実践発表や協議や調査等を実施することにより、道徳教育推進委員会における取組を県内に普及させ、本県道徳教育の一層の充実を図る。

平成25年度 平成24年度 平成23年度 平成22年度 平成21年度 平成20年度
平成19年度 平成17年度 平成16年度
小・中・高等学校道徳教育実践研究事業

小学校・中学校・高等学校において、学習指導要領の徹底及び児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の充実を図る。児童生徒が主体的に道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を県内に普及することにより、本県道徳教育の一層の充実を図る。

平成25年度 平成24年度 平成23年度
心の元気を育てる道徳教育充実事業

学習指導要領を踏まえ、地元の身近な素材を活用、心に響く授業が行えるよう、広島県道徳教育推進委員会を核とし、本県道徳教育の一層の充実を図る。

平成22年度 平成21年度
心の元気を育てる道徳教育推進リーダースタッフ養成事業

各市町教育委員会が推薦した教員を対象に、実践発表、情報交換などの多様な研修プログラムを実施することにより、各市町の道徳教育を推進するリーダースタッフを養成し、小・中学校における道徳教育の一層の充実を図る。

平成20年度 平成19年度 平成18年度
道徳教育推進協議会調査事業

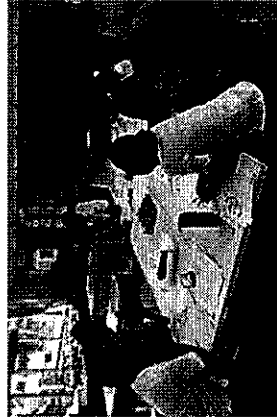
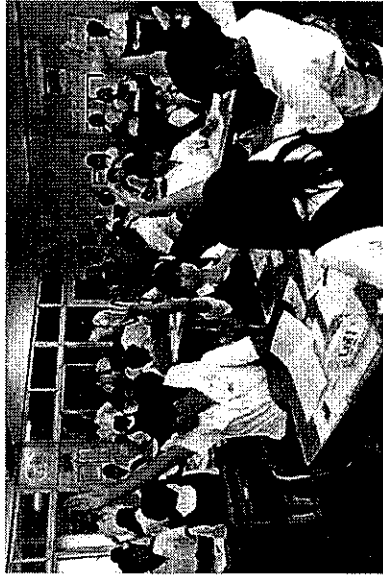
小・中学校における「道徳」の時間や授業の時間、道徳教育を推進して道徳教育を充実させる。児童生徒の豊かな心を育むことを目的として道徳教育実践研究発表会を開催し、いじめや不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の減少を図る。

平成17年度 平成16年度
道徳教育推進協議会
道徳教育推進委員会
道徳教育推進委員会

道徳教育こそ、カリキュラムマネジメントを！

道徳教育改善・充実のための 道徳教育 研修ハンドブック

～カリキュラムマネジメントを取り入れた校内研修を目指して～



平成27年3月

広島県教育委員会

